



福岡県医発第1316号(保)

平成15年10月17日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



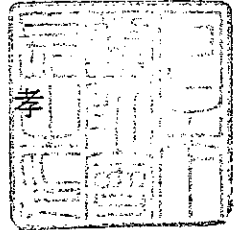
診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について

平成15年4月11日付け福岡県医発第97号(保)「政管健保の再審査申出に際しての診療報酬明細書及び健康保険組合における診療報酬明細書の紙以外の媒体における保存について」により、社会保険診療報酬支払基金に対する再審査等の申出に際しての診療報酬明細書等の取扱いにおいて、レセプト情報管理システム(DVD化)の導入に伴い、当該システムからプリンター出力した再審査等請求用のレセプトについて、診療報酬明細書等の原本として取り扱うこととしたこと、同様に、健康保険組合における診療報酬明細書等について、紙以外の媒体により保存することとなった旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、老人保健法による医療の実施者である市町村長における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、国民健康保険の保険者における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書についても、別紙のとおり「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に掲げる基準を満たす場合には、紙以外の媒体により保存することができるとし、厚生労働省保険局総務課長及び国民健康保険課長よりそれぞれ関係機関に対し通知された旨、日本医師会より連絡がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。



都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄

診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について

本年3月25日付日医発第1163号(保187)「政管健保の再審査申出に際しての診療報酬明細書及び健康保険組合における診療報酬明細書の紙以外の媒体による保存について」により、社会保険診療報酬支払基金に対する再審査等の申出に際しての診療報酬明細書等の取扱いにおいて、レセプト情報管理システム(DVD化)の導入に伴い、当該システムからプリンタ出力した再審査等請求用のレセプトについて、診療報酬明細書等の原本として取り扱うこととしたこと、同様に、健康保険組合における診療報酬明細書等について、紙以外の媒体により保存することができることとなった旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、老人保健法による医療の実施者である市町村長における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、国民健康保険の保険者における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書についても、別紙のとおり「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に掲げる基準を満たす場合には、紙以外の媒体により保存することができる取り扱いとし、厚生労働省保険局総務課長及び国民健康保険課長よりそれぞれ関係機関に対し、通知されましたのでご連絡申し上げますとともに、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・市町村長における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について
(平15.10.1 保総発第1001001号 厚生労働省保険局総務課長)
- ・保険者における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について
(平15.10.1 保国発第1001001号 厚生労働省保険局国民健康保険課長)

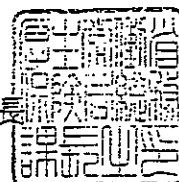




保総発第1001001号
平成15年10月1日

都道府県
各指定都市 老人保健主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局総務課長



市町村長における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の
紙以外の媒体による保存について

標記については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びその他関係者に対する周知徹底について御配慮願いたい。

記

1. 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について
 - (1) 老人保健法による医療の実施者である市町村長においては、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）について、別紙「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に掲げる基準を満たす場合には、紙以外の媒体により保存することができること。
 - (2) レセプトを紙以外の媒体により保存する場合には、レセプト保存に係るシステム管理責任者を置くとともに、別紙「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に基づき運用管理規程を作成すること。
なお、個人情報の保護については、「個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225004号厚生労働省保険局長通知）に基づき、その徹底を図ること。
2. レセプトの再審査等請求に係る取扱いについて
レセプトの再審査等請求の申出は、レセプト（原本）を都道府県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に提出することにより行うこととされているが、今後、紙以外の媒体により保存されているレセプトの再審査等請求については、その媒体から復元されたレセプト（紙媒体）を原本として提出することにより行うことができること。

レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について (基準)

1. レセプト(原本)の全ての記載事項がデータとして保存されること。なお、十分な耐久性を有する媒体を使用し、保存期間中はレセプト(原本)が復元可能な状態であること。
2. レセプト保存に係るシステム管理責任者を置くとともに、運用管理規程を作成すること。
3. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本とする場合には、レセプト(紙媒体)の記載事項が、全て正確に収録されていることを確認するとともに、確認終了後、収録の完了したレセプト(紙媒体)を廃棄し、紙以外の媒体に保存したレセプトに原本である旨を明示すること。
4. レセプト(紙媒体)を廃棄していない場合は、紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として使用してはならないこと。
5. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として保存し、その記録を紙に復元する場合には、システム管理責任者の承認を得ること。
6. 前記5による原本の紙への復元は、一枚に限り行うこととし、その復元されたレセプト(紙媒体)を原本として取り扱うこと。また、紙以外の媒体に保存されているレセプトを、一旦紙に復元した後は、さらに紙へ復元することができないシステムを構築するか、又は復元後の処理状況及び履歴を適正に管理するなど、原本が複数存在することのないよう万全を期すこと。
なお、復元後の原本に修正が加えられた場合には、修正が加えられた記録を新たな原本として保存すること。
7. バックアップのために、原本の複製(コピー)を行う場合は、原本が保存されている媒体とは異なる媒体上に複製(コピー)である旨を明示したうえで保存すること。
8. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として保存する場合には、特定の役職員以外の者がアクセスできないようパスワードを設けるなど適切な措置を講じること。また、故意又は過失による虚偽入力、書換え又は消去ができないよう管理上の措置を講じること。



保国発第1001001号
平成15年10月1日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

保険者における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の
紙以外の媒体による保存について

平成15年8月14日付け保国発第0814001号当職通知において、紙以外の媒体による保存については、別途連絡することとしていたところであるが、今般、標記については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴都道府県内保険者及びその他関係者に対する周知徹底について御配慮願いたい。

記

1. 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について
 - (1) 国民健康保険の保険者においては、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）について、別紙「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に掲げる基準を満たす場合には、紙以外の媒体により保存することができること。
 - (2) レセプトを紙以外の媒体により保存する場合には、レセプト保存に係るシステム管理責任者を置くとともに、別紙「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に基づき運用管理規程を作成すること。
なお、個人情報の保護については、「保険者における個人情報保護の徹底について」（平成15年3月14日保国発第0314001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により、その徹底を図ること。
2. レセプトの再審査等請求に係る取扱いについて
レセプトの再審査等請求の申出は、レセプト（原本）を都道府県国民健康保険団体連合会に提出することにより行うこととされているが、今後、紙以外の媒体により保存されているレセプトの再審査等請求については、その媒体から復元されたレセプト（紙媒体）を原本として提出することにより行うことができること。

(別紙)

レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について（基準）

1. レセプト(原本)の全ての記載事項がデータとして保存されること。なお、十分な耐久性を有する媒体を使用し、保存期間中はレセプト(原本)が復元可能な状態であること。
2. レセプト保存に係るシステム管理責任者を置くとともに、運用管理規程を作成すること。
3. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本とする場合には、レセプト(紙媒体)の記載事項が、全て正確に収録されていることを確認するとともに、確認終了後、収録の完了したレセプト(紙媒体)を廃棄し、紙以外の媒体に保存したレセプトに原本である旨を明示すること。
4. レセプト(紙媒体)を廃棄していない場合は、紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として使用してはならないこと。
5. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として保存し、その記録を紙に復元する場合には、システム管理責任者の承認を得ること。
6. 前記5による原本の紙への復元は、一枚に限り行うこととし、その復元されたレセプト(紙媒体)を原本として取り扱うこと。また、紙以外の媒体に保存されているレセプトを、一旦紙に復元した後は、さらに紙へ復元することができないシステムを構築するか、又は復元後の処理状況及び履歴を適正に管理するなど、原本が複数存在することのないよう万全を期すこと。
なお、復元後の原本に修正が加えられた場合には、修正が加えられた記録を新たな原本として保存すること。
7. バックアップのために、原本の複製(コピー)を行う場合は、原本が保存されている媒体とは異なる媒体上に複製(コピー)である旨を明示したうえで保存すること。
8. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として保存する場合には、特定の役職員以外の者がアクセスできないようパスワードを設けるなど適切な措置を講じること。また、故意又は過失による虚偽入力、書換え又は消去ができないよう管理上の措置を講じること。